平成２２年（フ）第１４号
長野県伊那市高遠町山室2010番地
債務者　伊藤　　実
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１５号
長野県松本市大字島内3574番地１シャン・ド・フルールＥ棟212号、住民票上の住所長野県上伊那郡箕輪町中箕輪大字中箕輪8771番地５
債務者　五味　美智
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１９号
長野県駒ヶ根市赤穂9189番地20
債務者　吉澤　弘剛
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第６６号
兵庫県宝塚市中山五月台３丁目22番８号
債務者　吉原　一之
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２号
神戸市西区学園西町２丁目５―74、旧住所神戸市北区中里町１丁目８―350
債務者　安本　健二
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３号
神戸市西区学園西町２丁目５―74、旧住所神戸市北区中里町１丁目８―350
債務者　安本奈美恵
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
神戸市西区桜が丘東町２丁目９―９
債務者　加地　　貴
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
兵庫県明石市二見町東二見299番地の20
債務者　沼田　久美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
兵庫県明石市藤江1459―５
債務者　榎田裕美子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
奈良市三条桧町15番５―２号
債務者　西井　三和
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1133番地
債務者　窪　美千代
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６２号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ６―501号
債務者　黒田　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
奈良市東木辻町47番地の１　ディアコート奈良303号
債務者　中西　輝次
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８０号
奈良市山陵町464番地
債務者　平間　佐知
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９５号
奈良市法華寺町82番地の１　グリーンパーク奈良Ａ―104号
債務者　三木　優子（旧姓早見）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７号
奈良市右京４丁目１番地の９
債務者　喜耒ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０８号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵565番地公営住宅４―106号
債務者　ハリントン　アラン　ケンジ（ＨＡＲＲＩＮＧＴＯＮ　ＡＬＡＮ　ＫＥＮＮＪＩ）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
奈良市西登美ヶ丘２丁目Ｆ６番308号
債務者　石井喜代子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所